



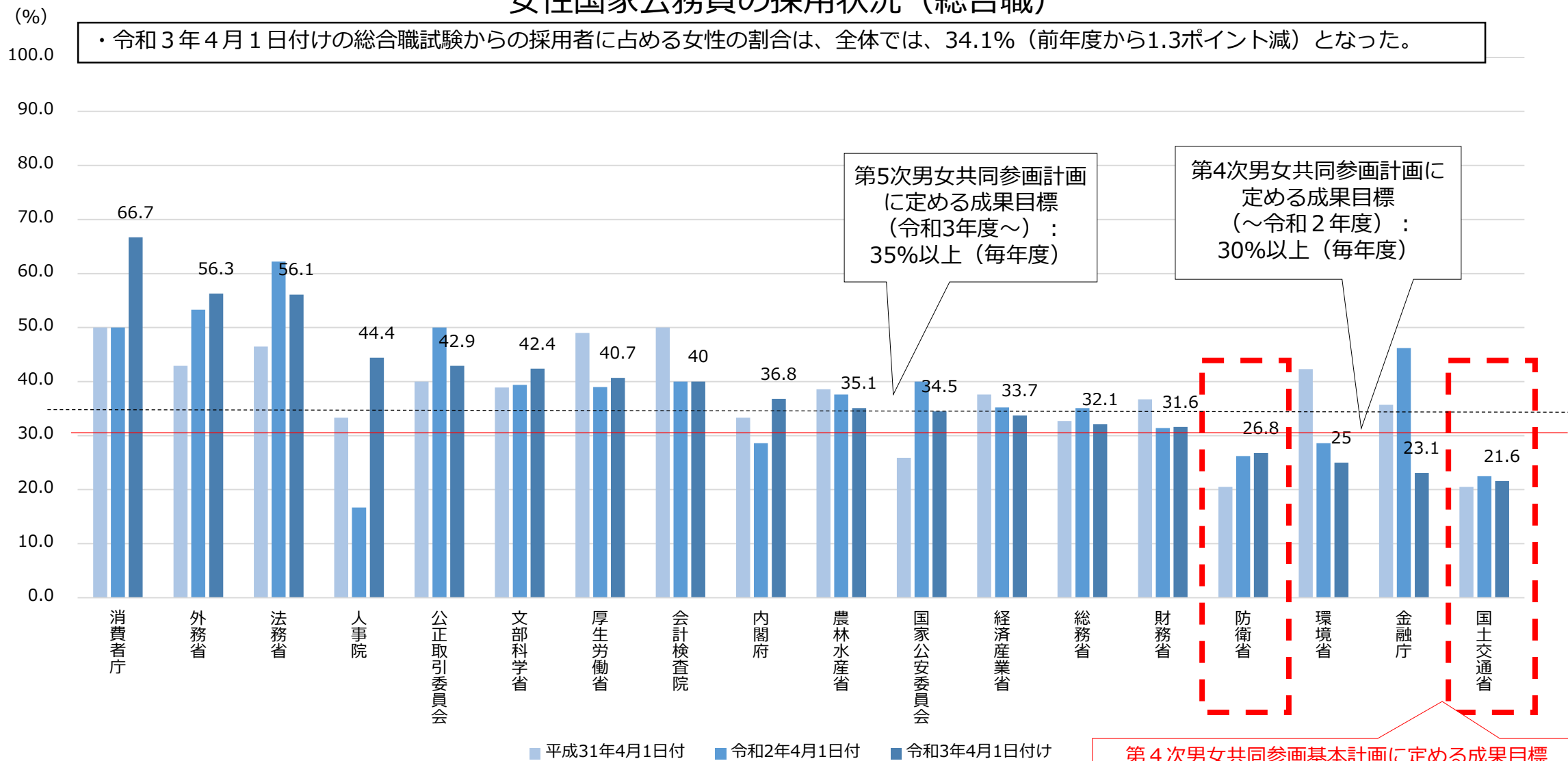
各府省等の女性活躍状況及び 女性活躍推進法の施行状況について

令和3年6月16日

内閣府・厚生労働省

1. 各府省等の女性活躍状況

女性国家公務員の採用状況（総合職）

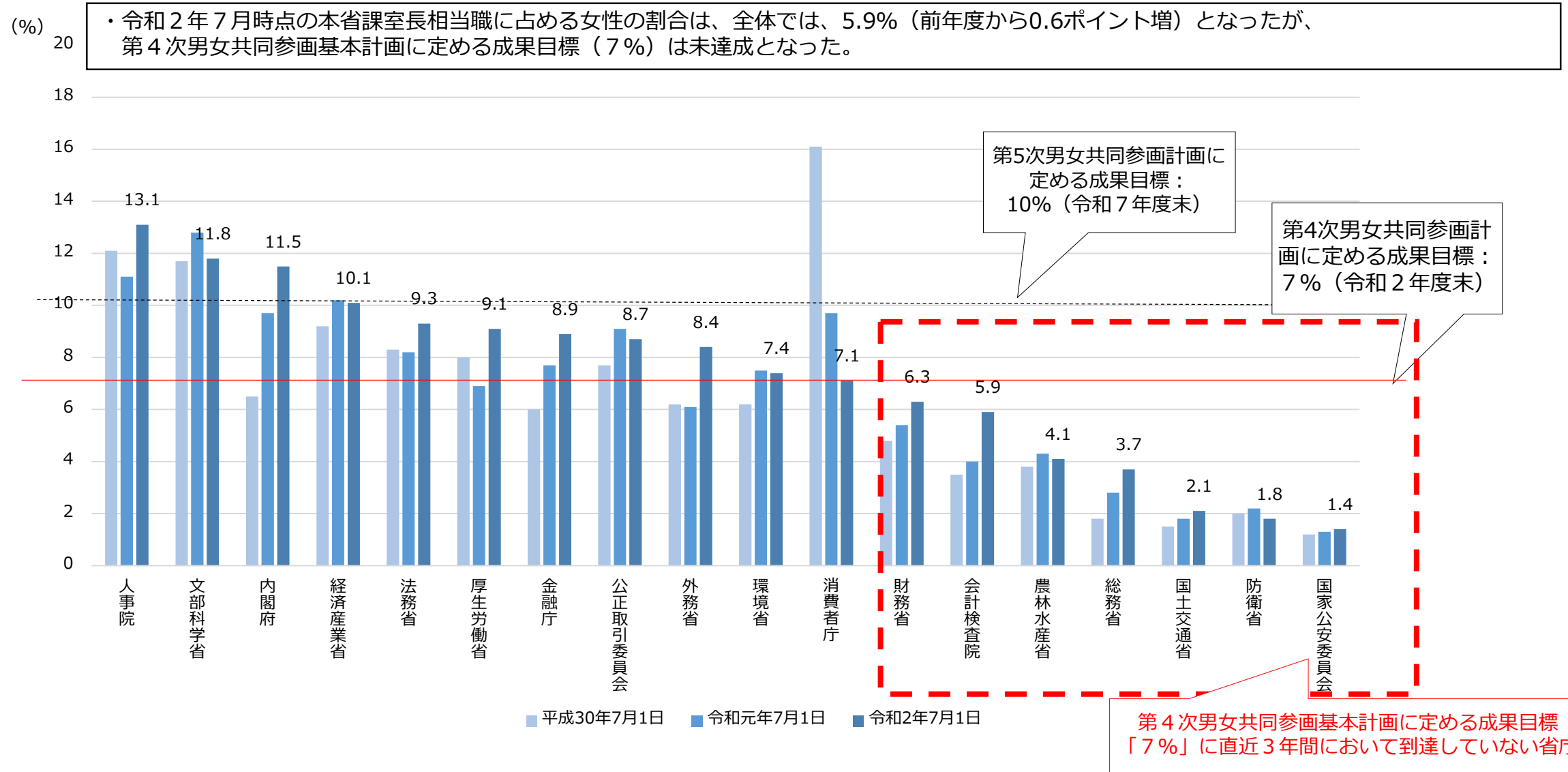


(注1) 「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」（令和3年5月28日、令和2年5月29日、平成31年4月12日内閣官房内閣人事局）を基に、内閣府作成。

(注2) 平成31年～令和3年において、総合職の採用を実施していない内閣官房、内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、復興庁を除く。「国家公安委員会」は警察庁を含む。

1. 各府省等の女性活躍状況

本省課室長相当職に占める女性国家公務員の登用状況

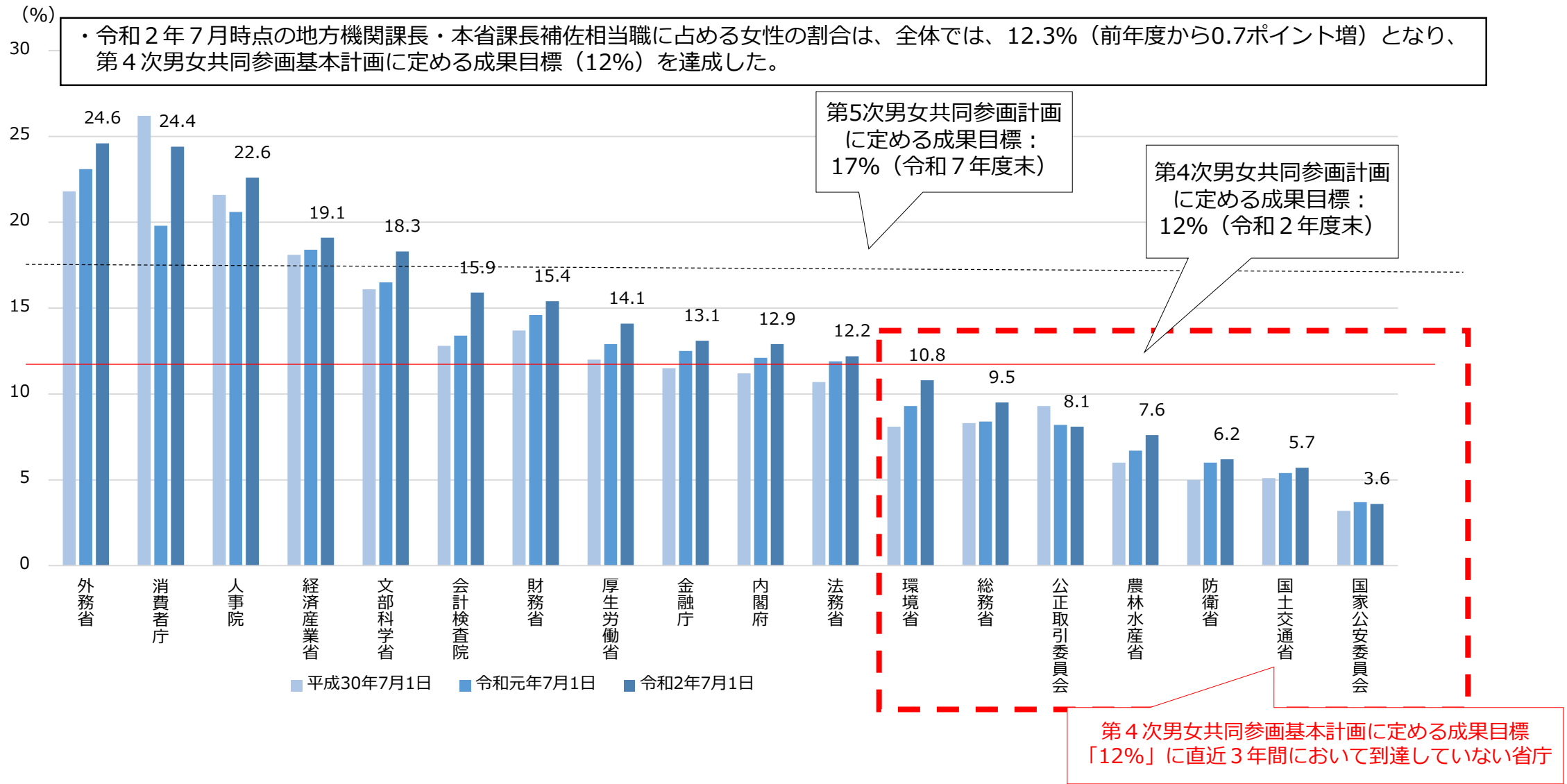


(注1) 「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（令和2年11月20日、令和元年11月1日、平成30年11月2日内閣官房内閣人事局）を基に、内閣府作成。

(注2) 平成30年～令和2年において、総合職の採用を実施していない内閣官房、内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、復興庁を除く。「国家公安委員会」は警察庁を含む。

1. 各府省等の女性活躍状況

地方機関課長・本省課長補佐相当職に占める女性国家公務員の登用状況



(注1) 「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（令和2年11月20日、令和元年11月1日、平成30年11月2日内閣官房内閣人事局）を基に、内閣府作成。

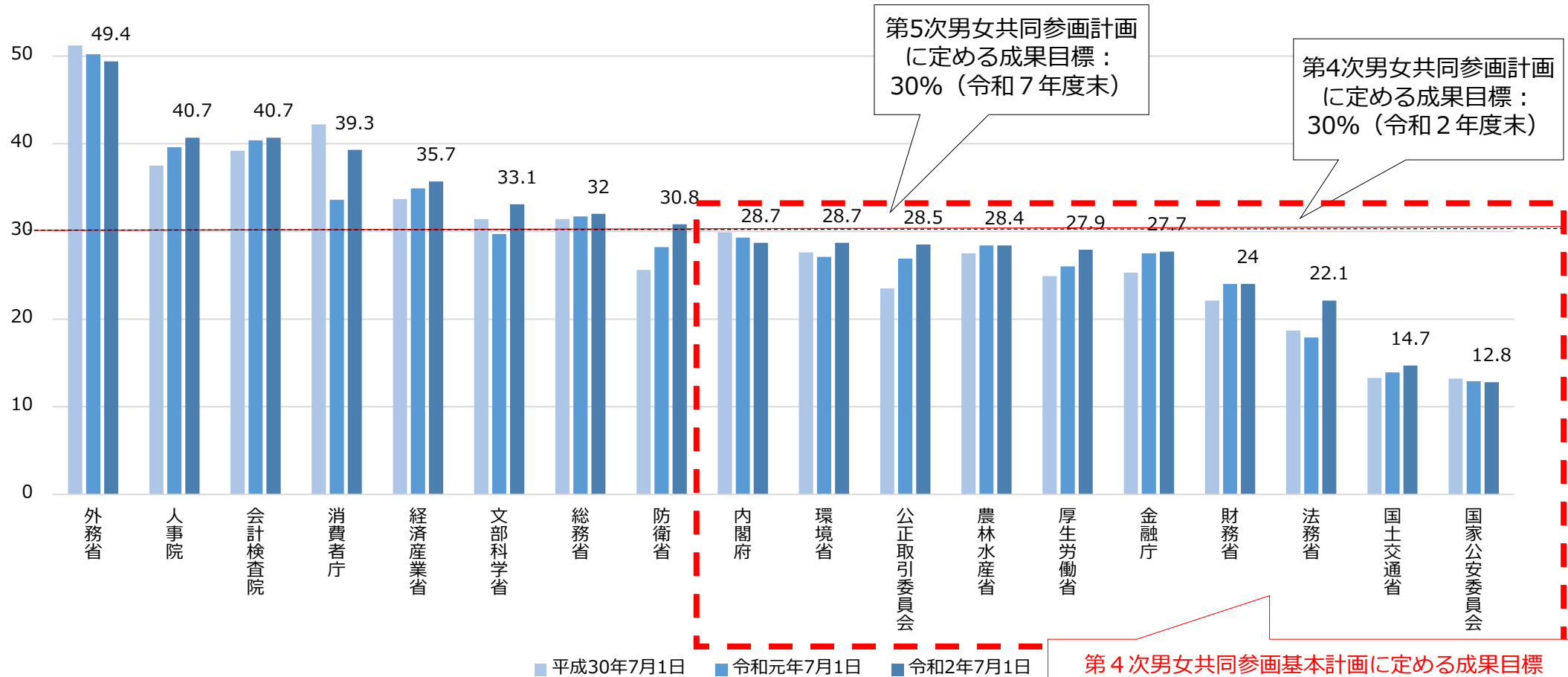
(注2) 平成30年～令和2年において、総合職の採用を実施していない内閣官房、内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、復興庁を除く。「国家公安委員会」は警察庁を含む。

1. 各府省等の女性活躍状況

係長相当職（本省）に占める女性国家公務員の登用状況

(%)

・令和2年7月時点係長相当職（本省）に占める女性の割合は、全体では、26.5%（前年度から0.9ポイント増）となったが、第4次男女共同参画基本計画に定める成果目標（30%）は未達成となった。

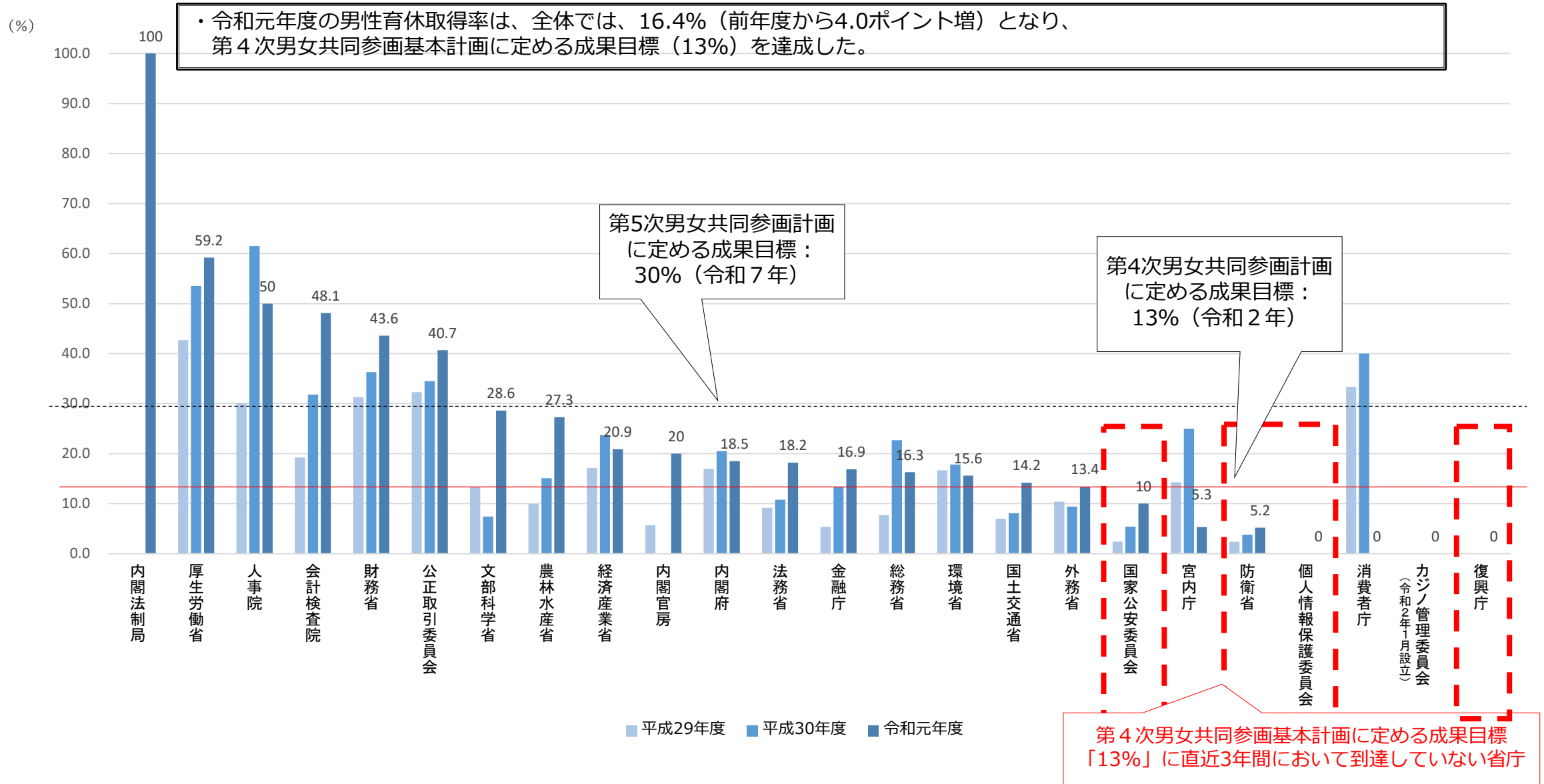


(注1) 「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（令和2年11月20日、令和元年11月1日、平成30年11月2日内閣官房内閣人事局）を基に、内閣府作成。

(注2) 平成30年～令和2年において、総合職の採用を実施していない内閣官房、内閣法制局、宮内庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、復興庁を除く。「国家公安委員会」は警察庁を含む。

1. 各府省等の女性活躍状況

男性国家公務員の育児休業の取得状況

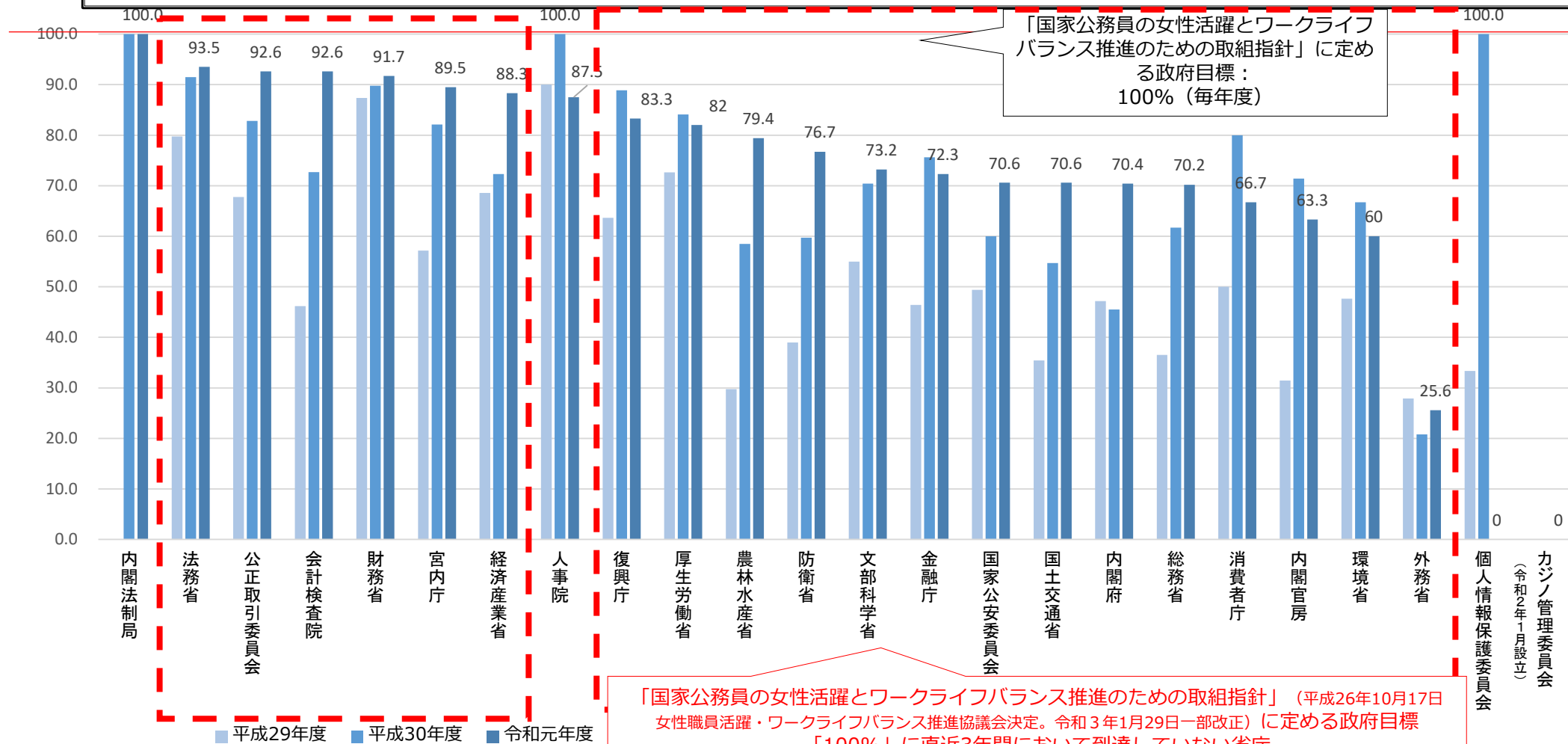


(注1) 「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（令和3年1月26日、令和元年11月1日、平成30年11月2日内閣官房内閣人事局）を基に、内閣府作成。「国家公安委員会」は警察庁を含む。
 (注2) 育児休業取得率が0%となっている省庁・年度のうち、内閣法制局の平成29年度については、取得対象となる男性職員がいなかった。これ以外の育児休業取得率0%の省庁・年度については、取得対象となる男性職員はいたが、取得した男性職員がいなかった。

1. 各府省等の女性活躍状況

男性国家公務員の「男の産休」5日以上使用状況

・令和元年度の「男の産休」の5日以上使用率は全体で79.6%（前年度から11.8ポイント増）となったが、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に定める政府目標の100%は未達成となった。



「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」に定める政府目標：
100%（毎年度）

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正）に定める政府目標「100%」に直近3年間において到達していない省庁

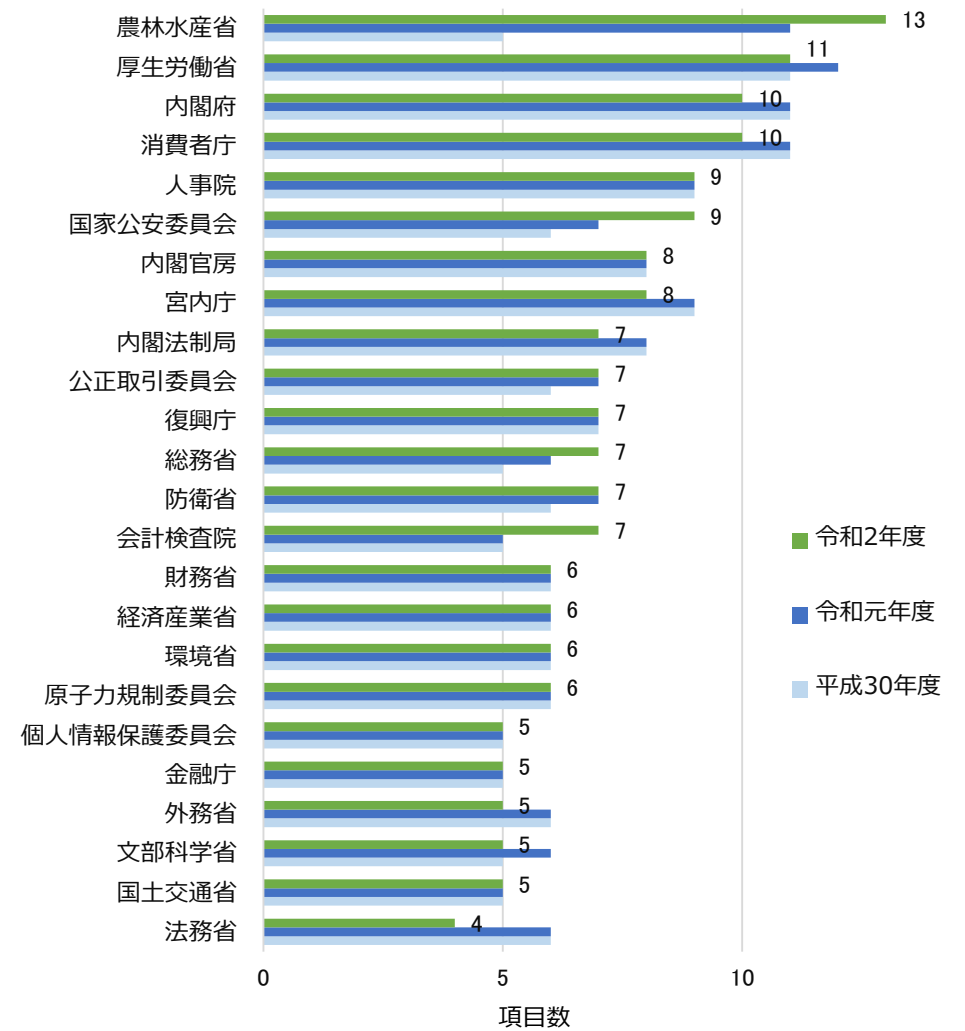
(注1) 「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」（令和3年1月26日、令和元年11月1日、平成30年11月2日内閣官房内閣人事局）を基に、内閣府作成。「国家公安委員会」は警察庁を含む。
 (注2) 「男の産休」とは、配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）を指す。
 (注3) 「男の産休」の5日以上使用率が0%となっている省庁・年度のうち、内閣法制局の平成29年度については、取得対象となる男性職員がいなかった。これ以外の「男の産休」の5日以上使用率0%の省庁・年度については、取得対象となる男性職員はいたが、取得した男性職員がいなかった。

2. 女性活躍推進法の施行状況について（国・地方公共団体）

1. 特定事業主行動計画の策定状況：国、都道府県、市町村の全てで策定済み。
2. 各府省等が特定事業主として情報公表している項目
 - ・ 各府省等が令和2年度に公表した項目数は、令和元年度に比べ増加傾向。

	職業生活に関する機会の提供に関する実績							職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	女性職員の採用割合	各役職段階の職員の女性割合	管理職の女性割合	採用試験の受験者の女性割合	職員の女性割合	中途採用の男女別実績	機会の提供に資する制度の概要（セクハラ対策、教育訓練等）	男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況	合計取得日数の分布状況	男の産休取得率及び	離職率又は継続勤務年数の男女差	超過勤務の状況（月平均時間又は職員数）（本省・地方機関別）	超過勤務の状況（月平均時間又は職員数）	年次休暇等の取得状況	年次休暇等の取得状況（職員のみと非職員の）	両立に資する制度の概要（テレワーク等）
内閣官房	○	○	○	人事院が公表	○	○	-	△	△	○	○	-	○	-	-	
内閣法制局	○	○	○		○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
人事院	○	○	○		○	○	-	○	○	-	○	-	-	○	-	-
内閣府	○	○	○		○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-
宮内庁	○	○	○		○	-	-	△	○	○	○	-	-	○	-	-
公正取引委員会	○	○	○		○	○	-	-	△	-	-	-	-	○	-	-
国家公安委員会(警察庁)	○	○	○		○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	○	-
個人情報保護委員会	○	○	○		-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
金融庁	○	○	○		-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
消費者庁	○	○	○		○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-
復興庁	○	○	○		○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-
総務省	○	○	○		○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	-	-
法務省	○	○	○		○	-	-	△	△	-	-	-	-	○	-	-
外務省	○	○	○		○	○	-	△	○	-	-	-	-	-	-	-
財務省	○	○	○		○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	○	○	○		-	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-
厚生労働省	○	○	○		○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-
農林水産省	○	○	○		○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経済産業省	○	○	○		○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-
国土交通省	○	○	○		○	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-
防衛省	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	○	-	
環境省	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
原子力規制委員会	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
会計検査院	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	○	-	-	
計	24	24	24		18	6	2	20(24)	21(24)	7	8	2	14	1	2	

各府省等の情報公表項目数（法第21条）の推移



(備考)

1. 上記の表及びグラフは、各府省等が平成30～令和2年度に女性活躍推進法第21条に基づき公表した情報について、内閣府男女共同参画局にて集計。
2. 各府省等について、総務省に公害等調整委員会、消防庁を含む。法務省に公安審査委員会、公安調査庁、出入国在留管理庁を含む。財務省に国税庁を含む。文部科学省に文化庁、スポーツ庁を含む。農林水産省に林野庁、水産庁を含む。経済産業省に資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁を含む。国土交通省に観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁を含む。防衛省に防衛装備庁を含む。
3. 「超過勤務の状況」は、把握時には各月ごとに把握、情報公表時には一月当たりの平均を公表。（内閣府令第2条第1項第3号及び第16号並びに同令第4条第1項第8号及び第9号）
4. 「採用試験の受験者の女性割合」は、一般職の国家公務員の採用試験については、人事院が一括して実施し、その結果を公表。
5. 項目8及び9の△は、取得率又は分布状況のみを公表している団体を示す。
6. 改正内閣府令施行前（令和2年6月1日）に公表した項目については、改正前の項目の要件を満たしている場合に○とする。
7. 行動計画策定の際に把握する項目は、1～3及び8～12。
8. カジノ管理委員会(令和2年1月設立)は、令和3年度より公表予定。

2. 女性活躍推進法の施行状況について（民間事業者関係）

1. 行動計画の策定状況（令和3年3月末日時点）

行動計画の策定・届出が義務となっている大企業（常時雇用する労働者301人以上の企業）について、行動計画の策定・届出率は、全国で**98.9%**。

（義務対象企業数**17,060**社中、届出企業数は**16,875**社）

（※ 行動計画の策定・届出が努力義務となっている中小企業（常時雇用する労働者300人以下の企業）について、行動計画の策定の届出企業数は**8,876**社。）

2. 女性活躍推進企業データベースの掲載状況（令和3年3月末日時点）

女性活躍推進法に基づく情報公表事項を掲載できる「女性の活躍推進企業データベース」へ女性の活躍状況を公表している企業数は **13,819**社。
一般事業主行動計画を掲載している企業数は**17,418**社。

3. 女性の活躍状況が優良な企業の認定（えるぼし認定）の認定状況（令和3年3月末日時点）

女性の活躍状況が優良なえるぼし認定企業は、全国で**1,301**社。

うち、3段階目は**858**社、2段階目は**436**社、1段階目は**7**社。

また、えるぼし認定企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合のプラチナえるぼし認定（令和2年6月1日施行）は、**13**社。



各企業において策定された一般事業主行動計画に基づく着実な取組や認定取得、情報公表が進むよう支援していく。また、令和4年4月1日からの対象拡大（常時雇用する労働者101人以上300人以下の企業）の施行に向け、努力義務である中小企業においても、法に基づく取組がなされるよう支援していく。

1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

2. 概要

（公務部門（国・地方公共団体）は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が、民間事業主は厚生労働省が所管。）

- **一般事業主（民間事業者）、特定事業主（国・地方公共団体）**は、
 - ①職場の女性の活躍に関する**状況の把握**（必須把握項目は省令で規定）・**課題の分析**を実施、
 - ②状況把握、課題分析を踏まえた**事業主行動計画を策定・公表**、
〔事業主行動計画の必須記載事項（法律で規定）〕
・**目標**（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間
 - ③女性の職業選択に資するよう、**女性の活躍に関する情報を公表**。
常用労働者301人以上の一般事業主と特定事業主は、
 - ①職業生活に関する**機会の提供に関する実績**
 - ②職業生活と家庭生活との両立に資する**雇用環境の整備に関する実績****の各区分から1項目以上の公表を義務化**
- 国は、優良な一般事業主に対する認定（えるぼし認定、**プラチナえるぼし認定**）を実施。
- 国等は、公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。
地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）。

常用労働者301人以上から101人以上の一般事業主に義務対象を拡大
（100人以下は努力義務）
※令和4年4月1日施行

情報公表項目

- ①
 - ・採用者に占める女性の割合
 - ・管理職等に占める女性の割合
 - ・男女別の職種又は雇用形態の転換の実績
 - ・男女別の再雇用又は中途採用の実績 等
- ②
 - ・男女の平均継続勤務年数の差異
 - ・残業時間の状況
 - ・男女別の育児休業取得率
 - ・有給休暇取得率 等



※ 赤字は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日法律第24号）による改正。施行は、令和2年6月1日（ただし、101人以上の一般事業主への義務対象拡大は、令和4年4月1日施行）。